

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公表番号】特表2010-520534(P2010-520534A)

【公表日】平成22年6月10日(2010.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2010-023

【出願番号】特願2009-551832(P2009-551832)

【国際特許分類】

G 06 Q 40/02 (2012.01)

G 06 Q 20/40 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 2 4 2

G 06 F 17/60 4 1 4

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯型消費者機器であって：

小売アプリケーションデータを受け取り、それを処理して小売り決済の承諾または拒否を行う発行者の小売り処理システムで使用するための予め定められたデータフィールド構造を有し、小売アプリケーションデータに関連する小売り会員番号(PAN)を含む、小売り決済に関連して使用するための小売アプリケーションデータと；

トランジット機関業者の読み取り機で使用するための予め定められたデータフィールド構造を有するアクセス決済アプリケーションデータであって、此處でアクセス決済アプリケーションデータの予め定められたデータフィールド構造は、アクセス決済アプリケーションデータが、発行者によってアクセス決済を選択的に承諾するために使用されるアクセス決済PANを含むことを除いて、小売アプリケーションデータフィールド構造に類似している、アクセス決済に関連して使用するためのアクセス決済アプリケーションデータを含み、アクセス決済PANはアクセス決済の認証を制限するために使用される1つ以上の商業分野を特定する1つ以上の商業分野コードと関連する、前記携帯型消費者機器。

【請求項2】

請求項1記載の携帯型消費者機器において、アクセス決済アプリケーションデータの予め定められたデータフィールド構造が、磁気ストライプデータ(MSD)構造に一致し、アクセス決済PANがMSD構造の商業分野コード(MCC)に関連している、前記携帯型消費者機器。

【請求項3】

請求項2記載の携帯型消費者機器において、MCCデータがトランジット分野に対応し、トランジットMCCの範囲外の携帯型消費者機器の全てのアクセス決済を発行者が拒否する、前記携帯型消費者機器。

【請求項4】

請求項1記載の携帯型消費者機器において、アクセス決済アプリケーションデータが更にトランジット検証値を含み、これは携帯型消費者機器と関連してオンライン検証処理に適合している、前記携帯型消費者機器。

【請求項 5】

請求項 4 記載の携帯型消費者機器において、アクセス決済アプリケーションデータの予め定められたデータフィールド構造が、磁気ストライプデータ（M S D）構造に一致する、前記携帯型消費者機器。

【請求項 6】

請求項 5 記載の携帯型消費者機器において、トランジット検証値がM S D構造の個人識別番号（P I N）データフィールドに格納される、前記携帯型消費者機器。

【請求項 7】

請求項 2 記載の携帯型消費者機器において、前記M S D構造が、携帯型消費者機器に格納するための発行者指定データを含む、前記携帯型消費者機器。

【請求項 8】

請求項 1 記載の携帯型消費者機器が更に、携帯型消費者機器のアクセス決済アプリケーションデータに格納するための発行者指定データを含む、前記携帯型消費者機器。

【請求項 9】

請求項 1 記載の携帯型消費者機器において、携帯型消費者機器が非接触スマートカード機器を含む、前記携帯型消費者機器。

【請求項 10】

アクセス決済アプリケーションデータを含む携帯型消費者機器であって：

携帯型消費者機器と関連してオンライン検証処理に適合したトランジット検証値を含む、アクセス決済データを含むアクセス決済アプリケーションデータストリングを格納するように構成されており；

ここで、アクセス決済アプリケーションデータは機関業者の読み取り機で使用するための予め定められたデータフィールド構造とアクセス決済会員番号（P A N）を有し、此処で予め定められたデータフィールド構造は、携帯型消費者機器の発行者の小売り処理システムで使用するための小売アプリケーションデータフィールド構造に類似しており、発行者は小売アプリケーションデータを受け取り、それを処理して小売決済の承諾または拒否を行い、その小売アプリケーションデータフィールド構造は小売アプリケーションデータに関連する小売会員番号（P A N）を含み、

ここでアクセス決済アプリケーションデータの予め定められたデータフィールド構造は磁気ストライプデータ（M S D）構造に一致し、アクセス決済P A Nはアクセス決済の認証を制限するために使用される1つ以上の商業分野を特定する1つ以上の商業分野コードと関連する、前記携帯型消費者機器。

【請求項 11】

請求項 1 0 記載の携帯型消費者機器において、トランジット検証値がM S D構造の個人識別番号（P I N）データフィールドに格納される、前記携帯型消費者機器。

【請求項 12】

請求項 1 0 記載の携帯型消費者機器において、携帯型消費者機器が更に小売データストリングを格納するように構成されており、ここで小売データストリングはトランジット処理システムからはアクセスされず、またアクセス決済データストリングは小売システムの小売P O S端末からはアクセスされない、前記携帯型消費者機器。

【請求項 13】

請求項 1 0 記載の携帯型消費者機器において、アクセス決済アプリケーションデータはアクセス決済P A Nを含み、これはアクセス決済を選択的に承諾するために発行者によって使用される、前記携帯型消費者機器。

【請求項 14】

請求項 1 3 記載の携帯型消費者機器において、アクセス決済P A NがM S D構造の商業分野コード（M C C）に関連する、前記携帯型消費者機器。

【請求項 15】

請求項 1 4 記載の携帯型消費者機器において、M C Cデータがトランジット分野に対応し、トランジットM C Cの範囲外の携帯型消費者機器の全てのアクセス決済を発行者が拒

否する、前記携帯型消費者機器。

【請求項 16】

請求項 10 記載の携帯型消費者機器が更に、携帯型消費者機器のアクセス決済アプリケーションデータ内にデータを格納するための発行者指定データファイルを含む、前記携帯型消費者機器。

【請求項 17】

請求項 16 記載の携帯型消費者機器において、発行者指定データファイルが MSD データ構造内にある、前記携帯型消費者機器。

【請求項 18】

請求項 10 記載の携帯型消費者機器において、トランジット検証値が携帯型消費者機器の使用中に携帯型消費者機器のプロセッサによって動的に変更される、前記携帯型消費者機器。

【請求項 19】

請求項 10 記載の携帯型消費者機器において、トランジット検証値が携帯型消費者機器の発行者によって決定され、携帯型消費者機器内に静的に格納される、前記携帯型消費者機器。

【請求項 20】

請求項 10 記載の携帯型消費者機器において、携帯型消費者機器が非接触スマートカード機器を含む、前記携帯型消費者機器。

【請求項 21】

アクセス決済を処理するための方法であって、この処理方法が：

アクセス決済アプリケーションデータを携帯型消費者機器から受け取り、ここで受け取られたデータはアクセス決済データストリングからのデータを含み、これは携帯型消費者機器と関連してオンライン検証処理を行うのに適合したトランジット検証値を含み；

ここで、アクセス決済アプリケーションデータは機関業者の読み取り機で使用するための予め定められたデータフィールド構造とアクセス決済会員番号 (PAN) を有し、ここで予め定められたデータフィールド構造は携帯型消費者機器の発行者の小売り処理システムで使用するための小売アプリケーションデータフィールド構造に類似していて、発行者は小売アプリケーションデータを受け取りそれを処理して小売り決済を承諾または拒否し、また小売アプリケーションデータフィールド構造は小売アプリケーションデータに関連した小売り会員番号 (PAN) を含み；

ここでアクセス決済アプリケーションデータの予め定められたデータフィールド構造が磁気ストライプデータ (MSD) 構造に一致し；

受け取ったデータの処理がトランジット検証値の処理を含み、アクセス決済 PAN はアクセス決済の認証を制限するために使用される 1 つ以上の商業分野を特定する 1 つ以上の商業分野コードと関連する、前記方法。

【請求項 22】

請求項 21 記載の方法において、トランジット検証値が MSD 構造の個人識別番号 (PIN) データフィールドを占める、前記方法。

【請求項 23】

請求項 21 記載の方法において、携帯型消費者機器がアクセス決済データストリングを含み、また小売データストリングを含み、データの受け取りが携帯型消費者機器から、小売データストリングはトランジット処理システムからはアクセスされずアクセス決済データストリングは小売システムの小売 POS 端末からはアクセスされないように読み取ることを含む、前記方法。

【請求項 24】

請求項 21 記載の方法において、アクセス決済アプリケーションデータがアクセス決済 PAN を含み、これはアクセス決済を選択的に承諾するように発行者によって使用される、前記方法。

【請求項 25】

請求項 2 4 記載の方法において、アクセス決済 P A N が M S D 構造の商業分野コード (M C C) に関する、前記方法。

【請求項 2 6】

請求項 2 1 記載の方法において、M C C データがトランジット分野に対応し、トランジット M C C の範囲外の携帯型消費者機器の全てのアクセス決済を発行者が拒否する、前記携帯型消費者機器。

【請求項 2 7】

請求項 2 1 記載の方法が更に、携帯型消費者機器の発行者自由裁量データフィールドから読み取られたデータの処理を含む、前記方法。

【請求項 2 8】

請求項 2 7 記載の方法において、発行者自由裁量データフィールドが M S D データ構造に入る、前記方法。

【請求項 2 9】

請求項 2 1 記載の方法において、受け取ったデータの処理が携帯型消費者機器から受け取られた、動的に変化するトランジット検証値データの正当性確認を行うことを含む、前記方法。

【請求項 3 0】

請求項 2 1 記載の方法において、トランジット検証値データが携帯型消費者機器の発行者によって決定され、携帯型消費者機器の中に静的に格納される、前記方法。

【請求項 3 1】

請求項 2 1 記載の方法において、データの受け取りが非接触スマートカード機器を含む携帯型消費者機器からの読み取りを含む、前記方法。

【請求項 3 2】

請求項 1 記載の携帯型消費者機器であって、小売アプリケーションデータまたはアクセス決済アプリケーションデータの少なくとも 1 つが 1 つ以上のアクセス条件を含み、前記小売り処理システムの読み取り機は前記アクセス決済アプリケーションデータにアクセスできず、そして前記トランジット機関業者の読み取り機は前記小売アプリケーションデータにアクセスできない、前記携帯型消費者機器。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 8】

トランジット M S D アプリケーション情報 2 0 6 は非接触 M S D アプリケーションフォーマットのトランジット特有バージョンを含む。トランジット M S D アプリケーションは非接触カード 2 0 0 の機能を提供し、ユニークな口座情報を非接触決済用のカード発行者の仕様で定義されたカード保有者「磁気ストライプデータ」の形式で、M S D 仕様を用いて提供する。トランジット M S D アプリケーション情報 2 0 6 は従来型小売り M S D アプリケーション情報 2 0 4 とは別に具備されている。小売り M S D アプリケーション情報 2 0 4 はトランジット M S D アプリケーション側 2 0 6 には格納されておらず、そこからアクセスすることは出来ない、逆もまた同様である。いずれか一方または両方の M S D アプリケーションインスタンス 2 0 4 , 2 0 6 はアプリケーション間の区別を確実にするために 1 つまたは複数のアクセス条件を含むはずである。すなわち、カード 2 0 0 のアクセスコードまたは同様のものは、小売り決済処理システム 1 0 8 (図 1) の読み取り機がトランジットファイル 2 0 6 にはアクセス出来ず、またトランジット処理システム 1 0 4 (図 1) の読み取り機が小売りファイル 2 0 4 にはアクセスできないように構成されている。